

## 仕様書

### 1 事業名

令和8年度西表島における持続可能な観光管理実現のための基盤形成業務

### 2 事業目的

西表島は、数多くの希少種、固有種等が生息する豊かな自然環境を有しており、自然とのふれあいを求める多くの観光客が島を訪れている。竹富町では、島の宝である自然環境を、保全に配慮した持続可能な形で利用し、その恵みを将来世代に渡って引き継いでいくため、フィールドの利用ルール等を定めたエコツーリズム推進法（以下「法」という。）に基づく全体構想と、ガイドに免許取得を義務付ける竹富町観光案内人条例（以下「条例」という。）との連携運用を通じた、適正な観光管理のもとでのエコツーリズムの推進に取り組んでいる。

各種制度の運用により、自然環境保全に配慮した利用の促進が期待される一方で、真に持続可能な利用を実現するためには、制度やルールの整備・周知に加えて、それらを支える共通の価値観や判断軸を地域内関係者に浸透させる仕組みの構築が不可欠である。また、観光客を含む多様な主体に対して利用に対する考え方や必要な情報を適切に伝達するためには、分かりやすくアクセスしやすい情報発信基盤の整備も重要である。加えて、これらの取組を持続していくためには、人材及び資金の安定的な確保と、その運用の高度化も求められる。

そこで本業務は、西表島における自然の保護と利用の好循環を生み出す持続的な観光管理の基盤づくりを目的として、地域の価値を共有するための地域コンセプトの策定、域外関係者との関係性モデルの構築に向けた調査・検討及び観光客の利便性向上を図る西表島エコツーリズムサイトの改修を実施するものである。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月19日（金）まで

### 4 提案総額の上限

委託予算の上限は、13,001,824円（消費税込）の範囲内とする。但し、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

### 5 委託内容

本仕様書が規定する事業委託の範囲は次のとおりとする。

#### （1） 地域コンセプトの策定

##### ① 地域コンセプト策定に向けたワークショップ等の設計

西表島の本質的な価値や魅力を将来にわたって維持・継承していくために求められる島の在り方やスタンス等を明確化することを目的として、地域コンセプト策定に向けた町民向けワークショップ等の設計を行うこと。

##### ② ワークショップの実行支援

ワークショップが円滑に実施されるよう、事前準備、資料作成等の支援を行うこと。なお、ワークショップのファシリテーションについては発注者が担う場合があるが、その場合においても、受託事業者は全体設計及びアウトプットの質の確保に責任を持ち、受託事業者の不参加等により、最終的な成果物の質や町民の納得度が低下することのないよう、十分配慮すること。

### ③ 地域コンセプトの整理・作成

ワークショップ等を通じて得られた町民の意見や議論の内容を踏まえ、西表島の価値を表す地域コンセプトを整理・作成すること。

## (2) 域外関係者との関係モデルづくりに向けた調査

### ① 先進事例等の調査

西表島と同様に自然資本が豊かな地域において、域外関係者の関心・資金・人材等を活用し、地域内外の関係性強化や自然環境保全活動実施等に繋げている事例について調査を行う。なお、地域価値が自然資本に依拠していない場合であっても、西表島への適用可能性が認められる事例については対象に含めて検討を行うこと。

### ② 域外関係者との関係性に関する調査及び整理

島内ニーズ及び域外企業等のニーズを把握するための調査を実施し、その結果を踏まえて、西表島における域外関係者との関係性の在り方について整理を行うこと。なお、検討にあたっては、西表島における実現可能性の観点から、既存の接点や関係性を十分考慮して整理を行うこと。

## (3) 西表島エコツーリズムサイトの改修

### ① 要件定義・サイト設計

既存の西表島エコツーリズムサイトについて、既存コンテンツの構成・表現の見直し、新規コンテンツの企画並びに関連サイトとの関係性整理を含め、竹富町のニーズ及び利用者ニーズの双方に応える情報提供の在り方を総合的に整理した上で、サイト設計を実施すること。

具体的には、以下の内容を実施すること。

- ・ 既存のサイト構成の再編
- ・ 既存ページの見せ方の改善方針の整理
- ・ 観光客のニーズを踏まえた新規ページの企画
- ・ 関連サイトとの関係整理及び統合・連携の方向性の検討

また、以下の成果物を作成し、提出すること。

○サイトマップ

○ワイヤーフレーム

なお、構成の方向性については、別途町より提供する「令和7年度観光案内人と責任ある観光客のマッチング制度構築に係るFS調査業務」の報告資料も参照すること。また、既存サイトは本町が別途運用する「竹富町観光案内人統合・管理システム」とのAPI連携により、立入制限区域への入域に係る仮申請機能や、ガイド事業者情報の自動更新機能等を実現していることから、改修にあつては、本町が発注した「竹富町観光案内人制度運用支援システム整備等業務」の受託事業者（株式会社アボック社）と必要な調整を行い、その機能を維持すること（以下②～⑤においても

同様とする）。

## ② コンテンツ作成、デザイン設計

上記のサイト設計に基づき、掲載コンテンツの作成及びデザイン設計を行うこと。また、以下の成果物を作成し、提出すること。

○デザインカンプ

## ③ コーディング実装・プログラム開発

上記の設計及び検討内容に基づき、サイトの改修に係る実装を行うこと。なお、実装にあたっては以下の要件を満たすものとする。

- ・ スマートフォン及びPC双方に対応したレスポンス設計とすること。
- ・ 個人情報保護に関する法律及びJIS X 8341-3に準拠した仕様とし、文字の視認性、色使い、画像の代替テキストへの配慮を行うこと。
- ・ 更新性・運用性を考慮した仕様とすること。

また、以下の成果物を作成し、提出すること。

○プログラム・データベース一式

○デザインデータ

## ④ 内部SEO対策等

検索エンジンからの流入増加及び利用状況の可視化（PV数/月の把握）を図るため、内部SEO対策及びアクセス解析環境の整備を行うこと。

## ⑤ 動作検証・デバッグ

公開に向けた動作確認を実施するとともに、不具合の修正及び運用開始に向けた準備を行うこと。加えて、本委託終了後も特定の事業者依存することなく、運用・保守ができるサイト構造や設定等を記した設計書を作成し、本業務を通して作成した成果物を一式納品すること。また、既存サイトのクラウドサーバーを活用可能な形式で納品すること。

## （４） 事業完了報告書の作成

- ① 実施内容、整備内容、事業効果とともに、事業全体の報告を取りまとめること。
- ② 事業にかかった費用内訳及び支払いやその適正を証明する証憑書類（見積書、納品書、請求書、領収書、根拠資料等）を提出すること。

＜例＞外注先企業等からの請求書、外注先企業等への支払証明書、自社人件費の稼働一覧・勤務表など

## （５） その他、事業実施にあたり竹富町と協議の上、事業遂行に必要とされる事業

## 6 企画提案を求める具体的内容

本仕様書で企画提案を求める具体的な内容は次の通りである。

### （１） 業務の基本方針

本業務の目的を踏まえ、西表島における持続可能な観光管理の基盤形成に向けた基本的な考え方及び業務の全体方針を示すこと。

## (2) 業務の実施方針

### ① 地域コンセプトの策定に関する提案

西表島の価値や在り方を示す地域コンセプトを導出するためのプロセスについて、具体的に提案すること。また、策定した地域コンセプトが、将来的に地域内で共有され、観光管理や情報発信等に活用されることを見据え、将来的な活用可能性についても言及すること。

### ② 域外関係者との関係モデルづくりの調査に関する提案

調査対象、調査手法及び調査項目について、具体的に提案すること。また、西表島における実現可能性を踏まえた関係性モデル構築に向けた調査結果の分析及び検討の進め方について提案すること。

### ③ 西表島エコツーリズムサイト改修に関する提案

観光客のニーズ及び情報取得の導線を踏まえたサイト構成及び情報設計の考え方を具体的に提案すること。併せて、新規ページの整備においても既存コンテンツを活用する等、効率的な改修の在り方を提案すること。その上で、具体的な改修内容並びに利用者にとって魅力的なデザインの方向性を示すこと。

## (3) 業務の実施計画

事前準備、調査、分析、整理及び報告に至るまでの各工程の関係性を踏まえたスケジュールを示し、実施可能な計画として提案すること。あわせて、関係者へのヒアリング及び協議の進め方を含め、業務全体の進行方法についても提案すること。

## (4) 業務の実施体制

本事業の円滑な実施にあたって必要と想定される知識、経験、技術等を備えた実施体制を具体的に提案すること。

## 7 事業費の算出

上記、企画提案を求める具体的内容を踏まえ、「委託事業事務処理マニュアル（経済産業省）」に基づき、事業費の算出を行うことを原則とする。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/2021\\_itaku\\_manual.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf)

ただし、本事業は観光庁によるオーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業の交付を受けて行うことから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び地域における受入環境整備促進事業補助金〈オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業〉交付規程等の関連規定に定めるところに従って、事業を実施すること。契約時に積算根拠資料の提出を求める場合があるため、これらの規定を熟読のうえ、関係資料の整理を行うこと。

## 8 委託料の支払

業務完了時の実績報告の提出および検査合格ののち、支払うこととする。

## 9 成果物

紙媒体：報告書 1部（A4版、カラー、無線綴じ）

電子媒体：以下の電子データを収納したDVD-R 1枚

- ・ エコツーリズムサイト改修に関する資料・データ一式（プログラム、データベース一式、デザインデータ、デザインカンプ、サイト設計書を含む）
- ・ 報告書

提出場所：竹富町役場自然環境課

## 10 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、納品の完了をもって受託者から竹富町に譲渡されたものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、竹富町が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者が可能な限り、竹富町が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 11 再委託・外注

### (1) 一括再委託の禁止等

委託業務の全部、又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、次の定めにより町が承諾する場合、これと異なる取り扱いをすることがある。

再委託をする場合は、再委託の相手（以下「再委託先」という。）を明らかにした上で、再委託先の業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力、個人情報の管理を含む再委託業務の遂行の細目について書面をもって説明をし、再委託に先立って町の承認を得なければならない。

### (2) 再委託の承認

業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を提出するとともに、事前に書面による町の承認を受けなければならない。

ただし、5 (3) に基づき、本町が発注した「竹富町観光案内人制度運用支援システム整備等業務」の受託事業者（株式会社アボックス社）に対し必要な調整に係る業務を委任し、又は請け負わせると

きはこの限りではない。

## 12 注意事項

提案内容については以下の点に留意すること。

- (1) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施するものではない。
- (2) 本仕様書に記載のある事業内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 本仕様書記載の事業内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。

## 13 その他

業務の実施にあたっては発注者と密接な協議の下で取り組むものとする。提出した実施計画書に変更が生じる場合は、その都度、発注者の承認を得るものとする。他の業務との経理を明確に区分した上で、専用の会計関係帳簿類を整備し、適正に会計処理を行うこと。業務に係る関係書類は、業務の支払いが完了した日が属する会計年度から5年間保存すること。

## 13 委託契約までの日程

委託事業者の選定及び委託締結については、仮に下記の日程にて実施するものとする。

|        |                |
|--------|----------------|
| 応募締切   | 令和8年9月3日（木）17時 |
| 企画提案審査 | 令和8年9月11日（金）午後 |
| 審査結果通知 | 令和8年9月中旬（予定）   |
| 委託契約締結 | 令和8年9月中旬（予定）   |

## 14 問い合わせ先

竹富町役場自然環境課

担当：高橋 優人

〒907-8503 石垣市美崎町11番地1

Tel：0980-83-1306 Fax：0980-82-6199

shizenkankyoka@town.taketomi.okinawa.jp